

## 受講者からのアドバイス

### 研修受講を乗り切るための工夫

研修生同士のつながりを持ち、情報交換や進捗度の確認をすることで、モチベーションを維持しました

### 実習施設の選び方

事前に、選択した分野の症例が実習できるか問い合わせて、実習施設を探しました  
実習施設に宿泊棟を設けている施設もあったので、事前に確認するとよいと思います



管理者のAさん  
呼吸器関連、創傷管理関連、  
栄養に係るカテーテル管理関連受講

### 講義・演習

週に1日eラーニング研修を受ける時間を作ってもらったので、仕事をしながら受講を続けることができました

### 実習期間

5日間の連続した実習期間で、区分によっては合計2週間の実習期間でした

### 研修受講を

#### 乗り切るための工夫

家族や職場の理解と協力を得て、家庭と学習を両立しました

### 講義・演習

在宅・慢性期領域別パッケージ研修を受講して、凝縮された内容を効率的に学ぶことができました

### 実習期間

研修機関によって実習のパターンはそれぞれです。1週間や10日間を通して実習を行うところや、日時指定で実習を行う施設もありました

### 実習施設の選び方

自宅又はステーションから近い施設は、通いやすかったです。子育て中なので自宅から通える病院など、自身の生活スタイルを考えながら指定研修機関の指導者と相談しました



子育て中のBさん  
在宅・慢性期領域別  
パッケージ受講

### 研修受講を乗り切るための工夫

職場の管理者やスタッフの協力や励ましが精神的なサポートになりました

### 講義・演習

「教育訓練給付制度」と、「費用補助金制度」を利用したので、受講費の心配がなく学べました

### 実習施設の選び方

実習施設は症例が多い施設を選ぶと、実習がスムーズに進みます

### 実習期間

実習は1行為2日～3日通い、症例によっては片道2時間～3時間かかる病院に行くこともあるので、余裕のある計画を立てた方がよいです

補助金制度等を使って受講したCさん  
創傷管理関連・栄養及び水分管理に係る  
薬剤投与関連受講

## 訪問看護ステーション 管理者向け

# 訪問看護 de 特定行為

～訪問看護ステーションの看護師のキャリアアップを支援しよう！～

## 「特定行為に係る看護師の研修制度」 研修受講編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける2040年を見据え、国が「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進として在宅医療等を支える看護師を養成するものです。医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められており、国も予算をつけて推進しています。

### 特定行為研修とは

研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と、「区分別科目」または「領域別パッケージ」により構成されています。



共通科目  
250時間

特定行為区分  
(区分別科目)  
5～34時間

+

または

領域別パッケージ  
61～119時間

#### ▶ 特定行為を21区分に整理

- 特定行為区分は21区分あり、特定行為区分（区分別科目）ごとに研修を受講します

#### ▶ 実施頻度が高い特定行為をまとめたもの

- 特定行為区分の一部の研修を受講するので短い時間数で修了できます
- 研修を免除された特定行為は実施できません
- 「在宅・慢性領域」、「外科系基本領域」など、6つの領域があります

### 《区分別科目（80時間）と在宅・慢性期領域パッケージ（61時間）の違い》

訪問看護師は、短い時間で受講できる、下表の《在宅・慢性期領域パッケージ研修》を選択することも一つの方法です。

特定行為区分の名称	特定行為	区分別科目 研修時間数	在宅・慢性期領域パッケージ	
			研修免除の可否	研修時間数 実施の可否
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	8時間	－	8時間 ○
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22時間	－	16時間 ○
	膀胱ろうカテーテルの交換		免除可	－ ×
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34時間	－	26時間 ○
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		免除可	－ ×
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16時間	免除可	－ ×
	脱水症状に対する輸液による補正		－	11時間 ○
		計80時間＋ 各行為5症例※		計61時間＋ 各行為5症例※

※「各行為5症例」とは特定行為毎に実習で行う症例数

詳しくはポータルサイトをご覧ください

【全国訪問看護事業協会】  
訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



【厚生労働省 HP】

・特定行為区分とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077098.html>  
・特定行為研修とは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077114.html>



特定行為区分とは



特定行為研修とは

## 特定行為研修を受講する流れ

### 指定研修機関☆の選定

●以下のことを確認して選ぶとよいでしょう。

- ◆取得したい特定行為区分の研修を行っているか
- ◆厚生労働大臣指定教育訓練講座の指定を受けているか(指定を受けている給付金が利用できる)
- ◆指定研修機関で実習が可能か
- ◆具体的な履修方法
- ◆研修の開始時期・期間(概ね1年～1年半が目安)
- ◆募集期間はいつか
- ◆費用はどのくらい必要か

☆ 指定研修機関とは：1 または 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するものをいいます。

下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「指定研修機関の探し方のご案内」もご参照ください

### 入校



### 講義・演習

●共通科目(250時間)+区分別科目(5～34時間)または領域別パッケージ研修(61～119時間)を受講する

#### 受講形式

●指定研修機関で受講する  
(「全て通学」または「職場や自宅でeラーニング + 一部通学」での受講)

試験・評価

### 実習

#### 実習先

- 指定研修機関で実習が可能な場合
  - ・研修機関で実習する
  - ・協力施設\*である訪問看護ステーションや病院で実習する
- 指定研修機関で実習ができない場合
  - ・協力施設である訪問看護ステーションや病院を受講者が探して実習する
- 所属の訪問看護ステーションが協力施設になれば、自事業所で実習が可能であり、地域のクリニック等と連携しながら実習を行うことで、修了後の活動を円滑に進めることができます

#協力施設とは、指定研修機関と連携協力し、特定行為研修に係る講義、演習又は実習を行う指定研修機関以外のものをいい、単に、特定行為研修を行うための教材又は場所を提供するものは含まれません。

協力施設の詳細は下記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「実習施設について」をご覧ください

### 修了



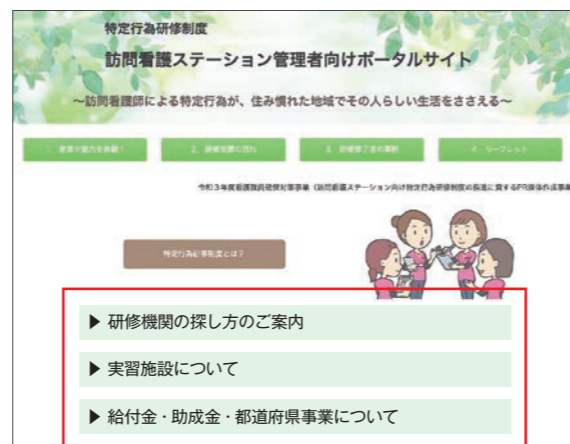
#### 【全国訪問看護事業協会】

特定行為研修制度  
訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



最新情報・詳細は各指定研修機関へお問合せください

「訪問看護ステーション管理者の実践チェック表」はこちら  
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/flow/>



こちらの各項目をクリックすると詳細をご覧いただけます

## 特定行為研修を受講で身につけられる力



## 特定行為研修修了者が事業所にいるメリット

●特定行為研修を修了した看護師が事業所にいることで、以下のようなメリットがあります。

具体的な事例については、「訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト」でご覧いただけます

●利用者のニーズにこたえることができ  
選ばれる事業所になれる

- 悪化を予防
- 治癒を促進
- 生活を守る

●看護師獲得の強みになる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス



●事業所全体の看護水準が向上し  
質の高い医療が提供できる

- 臨床推論に基づくアセスメント
- 高度で安全な知識と技術の提供
- 他の看護師への教育による知識や技術力の向上

●コンサルテーションや相談機能を  
発揮できる

- 研修体制の充実
- キャリアアップのチャンス

●医師との円滑な連携が可能になる

- 医学的見地を踏まえた報告
- タイムリーな情報提供

## 研修受講を乗り切るために管理者が行うとよい実践例

### ●訪問体制の整備と看護師の確保

- ・研修受講について他の職員へのコンセンサスを図り、研修中の代替訪問やフォローをお願いする
- ・非常勤職員に可能な範囲で勤務日数を増やしてもらうようお願いする
- ・代替職員雇用の費用補助金制度(県によって違いがある)を利用して、計画的に看護師を雇用する

### ●受講者の金銭的支援

- ・研修期間の給与保障について、基本給(全部あるいは何割か)に関して経営側と柔軟に交渉する
- ・研修日は勤務扱いとする
- ・受講料等の費用補助金制度(県によって違いがある)を利用して、受講料や交通費の補助をする

### ●学習を継続するための支援

- ・勤務日に自己学習の日を設ける
- ・eラーニング学習時間を勤務時間内に確保する
- ・定期的に進捗状況を共有し、精神的なサポートをする

左記の訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト「給付金・助成金・都道府県事業について」「訪問看護ステーション管理者の実践チェック表」をご参照ください

